

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供にあたり、介護保険法の定めるところにより、当事業者が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1 開設者

名 称	社会医療法人社団 三草会
代表者名	理事長 木村 敏信

2 ご利用の事業所

名 称	社会医療法人社団 三草会 指定居宅介護支援事業所 ケアマネセンター りらく
住 所 地	河西郡芽室町東芽室南 2 線 16-2 介護老人保健施設 りらく内
電 話 番 号	(0155) 61-3180
F A X 番 号	(0155) 61-3340
管 理 者 氏 名	熊谷 美和
指 定 事 業 所 番 号	0154780035
指 定 年 月 日	平成 11 年 10 月 12 日 令和 2 年 4 月 1 日更新申請済

3 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

当事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ① 事業所は、要介護状態等の利用者が可能な限り居宅において、自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状態やその置かれている環境に応じ、利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関連機関との連携をはかり、利用者等の意志及び人格を尊重し、その提供される指定居宅サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立な業務を行うものとする。

4 職員体制

管理者 1 名・介護支援専門員 5 名（常勤 5 名、内 1 名管理者兼務）

（担当利用者は原則として、介護支援専門員 1 名当たり平均 3.5 名以下）

5 営業日

月曜日～金曜日（年末年始[12/30～1/3]を除く）

6 営業時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

* 転送電話により 24 時間連絡相談可能な対応を取っています。

7 提供するサービスの内容

(1) 居宅サービス計画の作成と説明及び交付

- ① 自宅を訪問し、利用者等の心身の状況やサービス利用に対しての意向を伺います。
- ② 利用者等の了解を得て、主治医に意見をお尋ねすることがあります。
- ③ 利用者等のサービスの内容について、他のサービス担当者と協議し検討します。
- ④ 作成したサービス計画については、内容、利用料、保険の適応などの一切をご説明し交付します。

(2) 居宅サービス計画書作成後の便宜の提供及び計画の変更

- ① 利用者等や指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう調整を行います。
- ② 利用者等が居宅サービス計画の変更を希望した場合、また当事業所及び他のサービス事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、サービス事業者と利用者等双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- ③ 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求める事ができますので、必要があれば遠慮なく申し出ください。

(3) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

(4) 介護認定の申請、変更、更新手続きの代行

(5) 介護保険施設への紹介

利用者等が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者等が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設の相談等をお受けします。

8 事業の実施地域

芽室町・帯広市・清水町・鹿追町・新得町

9 利用料金（居宅サービス計画作成料）

- ① 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から居宅介護支援費（居宅サービス計画作成料）などが全額給付され、利用者等の自己負担はありません。
- ② 利用者等の介護保険料の滞納により、事業者が介護保険から居宅介護支援費（サービス計画作成料）などに相当する給付を受領できない場合は、介護度に応じた居宅介護支援費報酬分を下記のいずれかの方法で一旦お支払いいただきます。
- ③ 令和8年度介護報酬改定に伴い、令和8年6月1日より重要事項説明書に以下の追加を行います。

当事業所は令和8年6月より介護職員処遇改善加算を算定します。

本加算は、介護職員等の処遇改善を目的として算定する加算です。

なお、居宅介護支援費は介護保険から全額給付されるため、利用者の自己負担は発生しません。

10 事故の対応

事業所は利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に障害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

但し、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、その限りではありません。

11 虐待の防止

(1) 事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じるよう努めます。

事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。

- ① 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ② 介護支援専門員に対し虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ③ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

(2) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村又は地域包括支援センターに通報するものとします。

12 ハラスメントの防止

管理者は職場におけるハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じます。

また利用者、家族、関係者において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了、解約する場合があります。

・従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント等の行為。

13 苦情の受付

提供されたサービスに関して、お困りのことがありましたら下記の窓口にてお受けしております。

(1) 社会医療法人社団 三草会 指定居宅介護支援事業所 ケアマネセンターりらく 管理者
〒082-0006 河西郡芽室町東芽室南 2 線 1 6 - 2 0155-61-3180

(2) 各市町村役所 介護保険担当者

①芽室町高齢者支援課介護保険係 0155-62-9724 ②帯広市介護保険課 0155-65-4151

(3) 北海道健康保険団体連合会 011-231-5161

14 個人情報利用に関する同意

私及び私の家族は、個人情報について次に記載するところにより契約した社会医療法人社団三草会居宅介護支援事業所ケアマネセンターりらくが関係機関へ情報提供を行うことに同意します。

1. 使用する目的

- ① 要介護認定手続きに際し、必要とされる場合
- ② 利用者が、個々の状況に応じた支援サービス提供等を受けるための連絡調整等において、必要とされる場合

2. 使用する関係機関の範囲

- ① 介護保険の保険者である市町村
- ② 居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者
- ③ 介護保険施設およびその他の入所施設、医療機関等、利用者の関連する機関

3. 使用する内容（下記の項目のうち必要な情報）

- ① 利用者の心身の状態及び傷病等の療養の状況
- ② 当事業所利用中の状況
- ③ その他利用者がサービス提供等を受ける際に必要とされる情報

4. 事業者の遵守事項

- ① 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさないこと
- ② 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることの無いように細心の注意をはらうこと

以上のことについて、説明を受け同意し受領いたしました。

令和 年 月 日

事業所説明者 ケアマネセンターりらく
介護支援専門員

利用者 氏名

住所

家族 氏名

住所

本人との関係